



## 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業のご案内

※ ストーマ用装具、紙おむつ、気管孔用プロテクター、人工喉頭（埋込型用人工鼻）、収尿器については、「継続品目用」をご覧ください。

横浜市では、「横浜市重度障害者（児）日常生活用具給付事業」によって、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付しています。

給付対象となる用具は、障害種別・等級、対象者要件、世帯状況等により異なります。要件や手続き方法についてはお住まいの区の福祉保健センターへご相談ください。

### 1 手続に必要なもの

- (1) 購入前の相談・申請が必要です。また、下記の他に追加の書類提出が必要となる場合があります。
- (2) 対象者ご本人以外の方が申請する場合は、申請する方の身元確認書類をお持ちください。

①	個人番号(マイナンバー)のわかるもの	心身に障害がある、制度対象となる方のもの。	
②	障害を対象者要件とする方	障害者手帳等	対象要件及び対象者本人確認のため必要です。申請時に窓口にてご提示ください。
	難病を対象者要件とする方	所定の書式の診断書	事前の相談時にご確認ください。
		本人確認書類	ご用意いただくものについて、窓口にてご確認ください。
③	見積書	取扱事業者に作成を依頼し、窓口にお持ちください。	
④	障害者(児)日常生活用具給付事業申請書	申請時に窓口にて記入してください。	
⑤	世帯状況・収入等申告書		
⑥	(市外から転入され市民税が横浜市で課税されていない場合) ・税照会の同意書、委任状 ・市民税課税証明書(※16歳未満の扶養を確認する場合)	対象者の年齢や世帯構成、税額等によって、ご用意いただく書類の種類や範囲が異なります。事前にご相談窓口でご確認ください。	

### 2 見積書

- (1) 見積書の作成は、購入予定の事業者にて、この制度の利用の可否を確認の上、依頼してください。
- (2) 見積書には、品名（製品名・型番・規格等）、単価、数量、合計金額、対象の方の住所・氏名等の記載が必要です。また、商品のカタログなど参考資料がありましたら、添付してください。
- (3) 制度対象となるのは、原則として、横浜市が定める各品目の基準額以下の商品です。詳しくは窓口でご相談ください。
- (4) 記載方法は、横浜市ホームページ「日常生活用具」から「事業者の方へ」のページでもご確認いただけます。

### 3 利用者負担額

- (1) 原則として、要する費用の1割が利用者負担になります。ただし、世帯の課税状況に応じて、一回の申請ごとに、負担上限額が設定されています。
- (2) 世帯の範囲は、下記のとおりです。
- ア 18歳以上の障害者の場合：本人と配偶者
- イ 18歳未満の障害児の場合：保護者の属する世帯全員（単身赴任等の保護者を含む。）

区分	世帯の課税状況等	負担上限額
生活保護世帯	生活保護世帯等 ※ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。	0円
低所得	市民税非課税（注1）世帯	0円
一般	市民税課税世帯であって、市民税所得割額（注1）が最も高い方の税額が、46万円未満（注2）の世帯	37,200円
制度対象外	いずれかの世帯員の市民税所得割額（注1）が、46万円以上（注2）の世帯	対象外

（注1） 市民税額は、①申請する月が7～翌年3月の場合：当該年度、②4～6月の場合：前年度のものを、確認します。

（注2） ①平成30年度以降の市民税額について、指定都市にお住まいの方であっても、引き続き税制改正前の標準税率（6%）を用います。

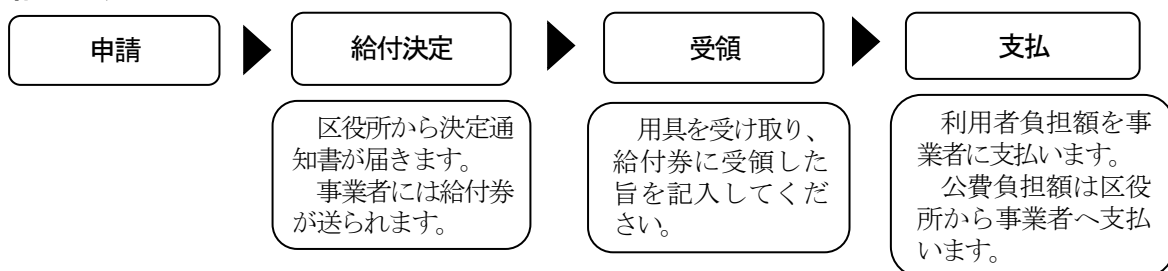
所得割額は、②住宅借入金等特別税額控除、③寄付金税額控除が、控除される前の額を用います。また、④年少・特定扶養親族控除が、廃止される前の計算を用います。

なお、⑤未婚のひとり親でその他要件をみたす方は、寡婦（夫）控除のみなし適用が受けられます。必要書類及びその他詳細は、職員にお問い合わせ下さい。

### 4 給付できる個数、耐用年数、再給付について

- (1) 給付できる個数は、原則として、一つの品目につき1個です。ただし、品目によっては、同一年度内に限り複数個給付可能な場合もあります。
- (2) それぞれの品目には、耐用年数を設定しています。
- (3) 給付された用具が使用できる間は耐用年数に関わらず、再給付はできません。
- (4) 耐用年数満了前に用具が使用できなくなった場合で修理が可能な時は、修理をしてご使用いただきます。その場合の費用は、全額利用者負担になります。
- (5) 修理できない時は、再給付のご相談をお受けします。その際は、修理不能であることを確認するため、用具を購入した事業者等（販売店・メーカーなど）の連絡先、事業者等が作成した修理不能である旨が記載された書類等を持参していただく場合があります。

### 5 給付の流れ



申請、ご相談、書類の確認	お住まいの区の区役所内、【高齢・障害支援課／こども家庭支援課】まで、直接ご連絡ください。
制度全般に関すること	健康福祉局障害自立支援課 電話:671-3891(市役所本庁) FAX:671-3566(市役所本庁)